平成２４年（フ）第２７２９号
札幌市南区真駒内泉町３丁目１番２―2802号
堺方
債務者　及川　美紀（旧姓堺）
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７３９号
札幌市西区発寒４条４丁目１番27号　エステートライフ発寒A―301号
債務者　成澤　　厚
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７４０号
札幌市西区発寒４条４丁目１番27号　エステートライフ発寒A―301号
債務者　成澤　喜子
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８１０号
札幌市厚別区厚別中央１条４丁目１番15―803号
債務者　中橋　利幸
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８１６号
札幌市西区琴似２条５丁目２番16―502号
債務者　堀口　愛美
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８５１号
札幌市東区北19条東９丁目１番７号　マクセル８／100―102号
債務者　尾美　暢子（旧姓久連山）
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８８５号
札幌市手稲区前田７条14丁目１番18号　コーポたちばな３号
債務者　山崎　洋子
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９６６号
札幌市中央区南１条東５丁目１番地24　博友会館
債務者　吉田美佐子
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９０号
札幌市東区北10条東12丁目４番10号　ルミエール北10条107号
債務者　鈴木幸子こと　落合早知子(旧姓半谷)
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４０号
埼玉県熊谷市弥藤吾283番地11
債務者　佐藤　　匠
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第５６５号
相模原市中央区矢部１―12―11　グリーンハイムＣ棟202、住民票上の住所相模原市中央区共和２丁目９番２号　コーポ共和101
債務者　吉川　幸夫
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５６６号
相模原市中央区矢部１―12―11　グリーンハイムＣ棟202、住民票上の住所相模原市中央区共和２丁目９番２号　Ｋコーポ共和102号
債務者　吉川　光夫
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５７４号
神奈川県座間市東原１丁目８番６号
債務者　田場小島袋　マルコ　アントニオ、田場小島袋　マルコア、田場小島袋　マルコアン、田場小　マルコこと　ＴＡＢＡＫＯ　ＳＨＩＭＡＢＵＫＵＲＯ　ＭＡＲＣＯ　ＡＮＴＯＮＩＯ
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５７７号
相模原市中央区淵野辺本町２丁目28番35号　メゾントネギ102号室
債務者　奈良　昌彦
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第５号
相模原市中央区千代田３丁目12番７号　ラークヒルズＤ302
債務者　安藤　正五
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第８５号
新潟県燕市花園町23番15号
債務者　治田　匡央
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
新潟地方裁判所三条支部